

## 会 員 に 関 す る 規 程

平成 24 年 1 月 6 日制定

### (総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入その他会員の諸手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (正会員)

第 2 条 一般社団法人広島県臨床検査技師会正会員（以下「正会員」という）は臨床検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。

2 正会員は、一般社団法人日本臨床検査技師会正会員になるものとする。

### (県会員)

第 3 条 県会員は、定年退職者からの入会とし、総会の構成員になれないほかは正会員に準ずる。

### (学生会員)

第 4 条 学生会員は、広島県内の臨床検査技師養成課程からの入会とし、総会の構成員になれないほかは正会員に準ずる。

### (賛助会員)

第 5 条 賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人とし、総会の構成員になれないほかは正会員に準ずる。

### (名誉会員)

第 6 条 名誉会員は、この会に顕著な功績のあった者又は学識経験者で、表彰審査委員会が推薦し、理事会の議決を経て総会の承認を得た者とする。

2 名誉会員は、総会の構成員になれないほかは正会員に準ずる。

### (入会手続)

第 7 条 会員になろうとする者（名誉会員を除く。）は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

### (会費及び入会金)

第 8 条 会員は、入会するときに下記入会金並びに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 入会金及び年会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金 2000円

内訳： 一般社団法人日本臨床検査技師会入会金 2000円

(2) 年会費

①正会員 17000円

内訳： 一般社団法人日本臨床検査技師会年会費 10000円

一般社団法人広島県臨床検査技師会年会費 7000円

②県会員 7000円

③学生会員 1500円

④賛助会員（法人） 30000円

（個人） 15000円（個人賛助会員証を発行する）

⑤名誉会員 理事会の定めによる

3 会費は、この法人へ納入するものとする。

4 継続会員は、毎年3月末日までに次年度の会費を前納しなければならない。5継続会員が、会員を継続する年度の3月末日までに会費を納入していない場合は、会員の資格を喪失するものとする。

（会費の使途）

第9条 前条の会費及び入会金は、組織運営事業、広報事業、本部事業、受託事業、学 会事業、学術事業、生涯教育事業、その他法人維持のために必要と思われる事業の支出に使用する。

（転入、転出届）

第10条 会員が転勤等の理由により県外に転出する場合は、所定の移動届を提出しなければならない。県外より本県へ転入する場合も同様とする。

2 前項の届出をすることにより、転出先及び転入先の臨床検査技師会においても臨床検査技師会員としての資格が継続されるものとする。

（勤務先変更届）

第11条 会員の勤務先に変更があった場合は、速やかに所定の変更届を提出しなければならない。

（住所変更届）

第12条 施設及び会員個人の住所に変更があった場合は、速やかに所定の変更届を提出しなければならない。

（改姓届）

第 13 条 会員の氏名に変更があった場合は、速やかに所定の変更届を提出しなければ ならない。

(退会届)

第 14 条 会員はいつでも所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規程の変更)

第 15 条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(補 則)

第 16 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

諸手続の連絡先

一般社団法人 広島県臨床検査技師会

〒730-0013

広島市中区八丁堀 6-10 グレイスビル 801 号

TEL(082)502-6011・Fax(082)502-6031